

三重県の人事行政の運営等の状況について

「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成27年度（一部平成28年4月1日を含む。）の県職員の任免や給与などの状況をお知らせします。行政サービスの担い手である県職員の勤務実態などを県民の皆さんに知っていただき、行政の透明性を高めることによって、より適正に人事行政を運営していきます。

平成28年9月30日

一 人事行政の運営の状況

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 人事評価の状況
- 3 給与の状況
- 4 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 休業の状況
- 6 分限及び懲戒処分の状況
- 7 サービスの状況
- 8 退職管理の状況
- 9 研修の状況
- 10 福祉及び利益の保護の状況
- 11 その他知事が必要と認める事項

二 人事委員会の業務の状況

- 1 競争試験及び選考の状況
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- 3 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数などを考慮して行っています。平成27年度及び平成28年4月1日の職員の新規採用の状況は次のとおりです。

ア 競争試験

(単位：人)

平成27年度 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)		
試験区分	職種	採用者数 (うち女性)
A	行政	41 (15)
	福祉技術	4 (4)
	環境化学	4 (0)
	林学	4 (0)
	農学	6 (3)
	水産	2 (0)
	総合土木	14 (6)
	建築	2 (0)
	機械	1 (0)
	警察建築	1 (0)
	薬剤師	1 (1)
	保健師	6 (6)
	小計	86 (35)
	B	警察事務
司書		2 (2)
小計		6 (5)
C	一般事務	5 (1)
	総合土木	3 (0)
	警察事務	2 (2)
	小計	10 (3)
警察官A		80 (15)
警察官B		45 (9)
小計		125 (24)
市町立学 校職員B	学校事務	7 (2)
	小計	7 (2)
市町立学 校職員C	学校事務	2 (2)
	小計	2 (2)
合計		236 (71)

平成28年4月1日		
試験区分	職種	採用者数 (うち女性)
A	行政	55 (20)
	福祉技術	2 (2)
	環境化学	5 (1)
	林学	5 (1)
	農学	9 (5)
	水産	0 (0)
	総合土木	14 (1)
	建築	2 (1)
	機械	2 (0)
	薬剤師	4 (1)
	保健師	7 (7)
	管理栄養士	1 (1)
	小計	106 (40)
	B	警察事務
司書		3 (3)
小計		10 (4)
C	一般事務	10 (6)
	総合土木	4 (0)
	警察事務	3 (3)
	小計	17 (9)
警察官A		66 (12)
警察官B		46 (11)
小計		112 (23)
市町立学 校職員B	学校事務	18 (6)
	小計	18 (6)
市町立学 校職員C	学校事務	1 (0)
	小計	1 (0)
合計		264 (82)

イ 選考

(単位：人)

平成27年度 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)	
職種	採用者数 (うち女性)
一般事務	4 (0)
保育士	1 (0)
医師	11 (4)
歯科衛生士	1 (1)
看護師	15 (9)
獣医師	7 (4)
試験研究技師	1 (1)
作業療法士	1 (1)
言語聴覚士	1 (1)
臨床心理士	2 (2)
船舶通信士	1 (0)
教員	485 (271)
現業職	1 (0)
合計	531 (294)

平成28年4月1日	
職種	採用者数 (うち女性)
一般事務	4 (1)
保育士	1 (1)
医師	5 (0)
看護師	10 (9)
獣医師	2 (2)
試験研究技師	1 (0)
職業訓練指導員	1 (0)
精神保健福祉士	1 (1)
文化財技師	2 (0)
航空操縦士	1 (0)
鑑識技師	1 (0)
航海士	1 (0)
機関士	1 (0)
教員	492 (263)
合計	523 (277)

(2) 再任用の状況

高齢者の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。平成28年4月1日の職員の再任用状況は次のとおりです。(単位：人)

区分	フルタイム勤務	短時間勤務	合計
知事部局等	60	88	148
教育委員会	219	257	476
警察	7	32	39
合計	286	377	663

(注) 知事部局等・・・知事部局、企業庁、病院事業庁、議会議務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局のこと(以下同様)

(3) 退職者数

平成27年度の退職状況は次のとおりです。(単位：人)

区分	定年退職	応募認定退職	普通退職ほか	合計
知事部局等	103	33	53	189
教育委員会	443	155	72	670
警察	78	5	45	128
合計	624	193	170	987

(注) 応募認定退職・・・年齢別職員構成の適正化等を目的とした定年前の早期退職募集に応募して認められた退職(以下同様)

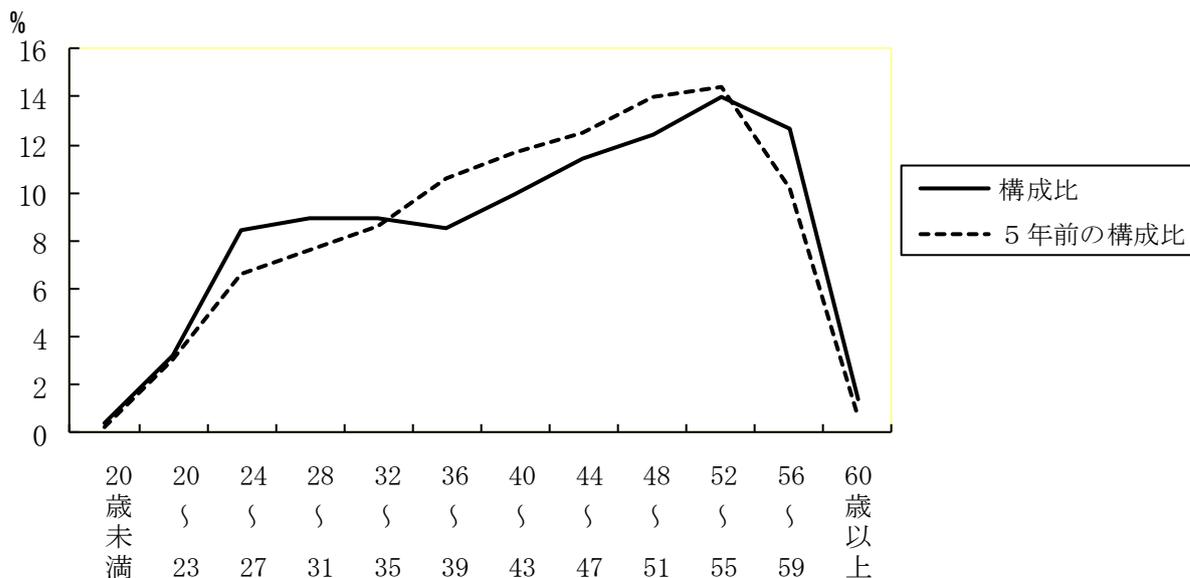
(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職員数 (人)		対前年 増減数 (人)	主な増減理由
		平成 28 年	平成 27 年		
一 般 行 政 部 門	議会	39	39	0	○業務の見直し・効率化等による減 ○サミット対応、ポストサミットの展開、スポーツの 推進、児童相談体制等の強化等による増
	総務	887	846	41	
	税務	235	239	▲ 4	
	民生	495	496	▲ 1	
	衛生	579	584	▲ 5	
	労働	69	71	▲ 2	
	農林水産	965	968	▲ 3	
	商工	213	221	▲ 8	
	土木	1,013	1,038	▲ 25	
	小計	4,495	4,502	▲ 7	
教 育 部 門		14,201	14,263	▲ 62	○児童生徒数の減少に伴う学級減等による減 ○教育支援事務所の設置による増
警 察 部 門		3,457	3,429	28	○政令定数の充足による増
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	280	282	▲ 2	○業務の見直し・効率化等による減
	水道	98	100	▲ 2	
	電気ほか	90	91	▲ 1	
	小計	468	473	▲ 5	
総 数		22,621	22,667	▲ 46	

(注) 職員数は常勤の一般職に属する職員数です。

(5) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	79人	718人	1,890人	2,017人	2,015人	1,931人	2,247人	2,589人	2,810人	3,156人	2,875人	294人	22,621人

(6) 身体障がい者の任用状況

県では、身体障がい者の雇用促進を図るため、一般事務職及び教員の身体障がい者を対象とした選考試験を実施しています。平成28年度は一般行政職3人、小中学校事務職1人、教員1人を採用しています。今後も一層の身体障がい者の雇用の確保に努めます。

(7) 女性職員の登用状況

男女共同参画及び女性活躍推進の観点から、女性職員の積極的登用を図っています。平成28年4月1日現在の女性職員の登用状況については以下のとおりです。

	管理職			女性管理職の内訳		
	総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)	部長級	次長級	課長級
知事部局等	641	54	8.4	3	3	48
教育委員会事務局	37	5	13.5	0	0	5
県立学校事務長 ※	70	13	18.6	0	0	13
県立学校及び小中学校の校長・教頭	1,235	202	16.4	—	—	—
警察	127	1	0.8	0	0	1

※ 課長補佐級事務長を含みます。

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

【知事部局等】

職員の能力開発、人材育成及び任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため、人事評価を行っています。人事評価の概要は、次のとおりです。

○管理職員

評定の対象者	毎年度末在職の一般職に属する部長級、次長級及び課長級（これに相当する職を含む。）の職員
評定者	原則は上位の職の者が評定者となり、評定者の上位の職の者が最終評定者となる。
評定対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
評定方法	評定期間における職務行動等を、各評定要素ごとに、5段階絶対評価で分析的な評価を行う。
評定手順	○ 期首面接…自己申告に基づき、評定者と被評定者が話合いのうえ、被評定者の職務上の目標等を設定する。 ○ 中間面接…上半期の業績等について、進捗状況や今後の見通し等を聞き取り、指導・助言を行う。 ○ 期末面接…1年間の取組について、3月上旬までに、自己評価を踏まえ評定を行った上、面接（話合い）を実施する。
評定要素	実績、部下指導育成、知識・技能・情報収集管理、決断力等

○管理職員以外の職員

評価の対象者	管理職員を除く一般職の県職員
評価者	原則は上位の職の者が第一次評価者となり、第一次評価者の上位の職の者が第二次評価者となる。
評価対象期間	毎年4月1日から9月30日まで、10月1日から3月31日まで
評価方法	評価期間における職務行動等を、各評価要素ごとに、5段階で絶対評価により評価する。
評価手順	○ 期首面談…自己申告に基づき、評価者と被評価者が話合いのうえ、被評価者の職務上の目標等を設定する。 ○ 中間面談…上半期の取組状況について、進捗状況や今後の見通し等を聞き取り、自己評価を踏まえ、評価を行う。 ○ フィードバック面談…評価結果の説明と評価結果に基づく指導・助言を行う。 ○ 期末面談…下半期の取組状況について、達成度等を聞き取り、自己評価を踏まえ、評価を行う。 ○ フィードバック面談…評価結果の説明と評価結果に基づく指導・助言を行う。
評価要素	職務遂行、協調性、知識・技能・情報収集力、積極性等

【病院事業庁】（医師以外は知事部局等と同様）

県立病院において、より一層良質で満足度の高い医療を提供するため、医師の業績評価を行っています。業績評価の概要は、次のとおりです。

評価の対象者	県立病院に勤務する医師のうち、一般職に属する職員
評価者	院長以外の職員にあつては院長 院長にあつては病院事業庁長
評価対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
評価方法	評価期間における業績等を、評価要素ごとに点数評価（合計で100点満点）を行う。
評価手順	○ 期首面接…自己申告に基づき、評価者と被評価者が話合いのうえ、被評価者の職務上の目標等を設定する。 ○ 中間面接…上半期の業績等について、業務の達成状況や今後の見通し等を聞き取り、前期評価を行う。（必要があれば、目標の修正・追加等を行う。） ○ 期末面接…1年間の取組について、業務の達成状況等を聞き取り、年間評価を行う。
評価要素	業績、能力、意欲等

【教育委員会（公立学校）】（事務局は知事部局等と同様）

教職員が職務遂行上発揮した能力及び挙げた実績を評価し、任用、給与等の人事管理の基礎として活用することを通じて、「教職員の能力・意欲の向上」及び「組織力の向上」を目指し、人事評価を行っています。人事評価の概要は次のとおりです。

○管理職員

評価の対象者	1月1日現在、公立学校に在職する校長、教頭及び事務長
評価者	○ 県立学校にあつては、校長は、第一次評価者は副教育長または次長、第二次評価者は教育長 校長以外の職員は、第一次評価者は所属校の校長、第二次評価者は副教育長または次長 ○ 小中学校にあつては、校長は、第一次評価者は所管教育委員会の人事担当幹部職員で教育長が指定した者、第二次評価者は教育長 校長以外の職員は、第一次評価者は所属校の校長、第二次評価者は所管教育委員会の人事担当幹部職員で教育長が指定した者
評価対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
評価方法	評価期間における勤務実態から評価要素ごとに、5段階で絶対評価を行う。
評価手順	○ 期首面談…第一次評価者は、評価対象者と目標設定等について協議する。 ○ 中間面談…第一次評価者は、期間途中において必要がある場合、目標の修正等について協議する。 ○ 最終面談…第一次評価者は、評価期間における職務能力の発揮及び実績に関する自己分析の結果を聴取する

	とともに、評価結果の告知、説明及び次年度の職務遂行への指導、助言を行う。
評価要素 (着眼点)	能力(知識・技術、企画力、管理能力、折衝力・調整力等)、実績(業務実績、業務改善等)

○管理職員以外の正規教職員

評価の対象者	公立小中学校に在職する全ての正規県費負担教職員及び県立学校に在職する全ての正規教職員
評価者	○県立学校にあっては、第一次評価者は教頭または事務長、第二次評価者は校長 ○小中学校にあっては、第一次評価者は教頭、第二次評価者は校長
評価対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
評価方法	評価期間における勤務実態から評価要素毎に、5段階で絶対評価を行う。
評価手順	○期首面談・・・第二次評価者は、評価対象者と評価領域「職務遂行」の目標設定等について協議する。 ○中間面談・・・第二次評価者は、期間途中において必要がある場合に実施する。 ○期末面談・・・第二次評価者は、評価対象者と、当該期間における職務遂行上発揮された能力・意欲及び実績に関する自己評価の結果を聴取したうえで、絶対評価を行う。 ○フィードバック面談・・・第二次評価者は、評価対象者に評価結果の説明と評価結果に基づく指導・助言を行う。
評価要素	学校運営等、企画立案力、協調性・コミュニケーション、責任感・勤務態度等

【警 察】

公正な人事管理の基礎資料とするため、職員の能力及び業績を公正かつ客観的に評価する人事評価を行っています。人事評価の概要は、次のとおりです。

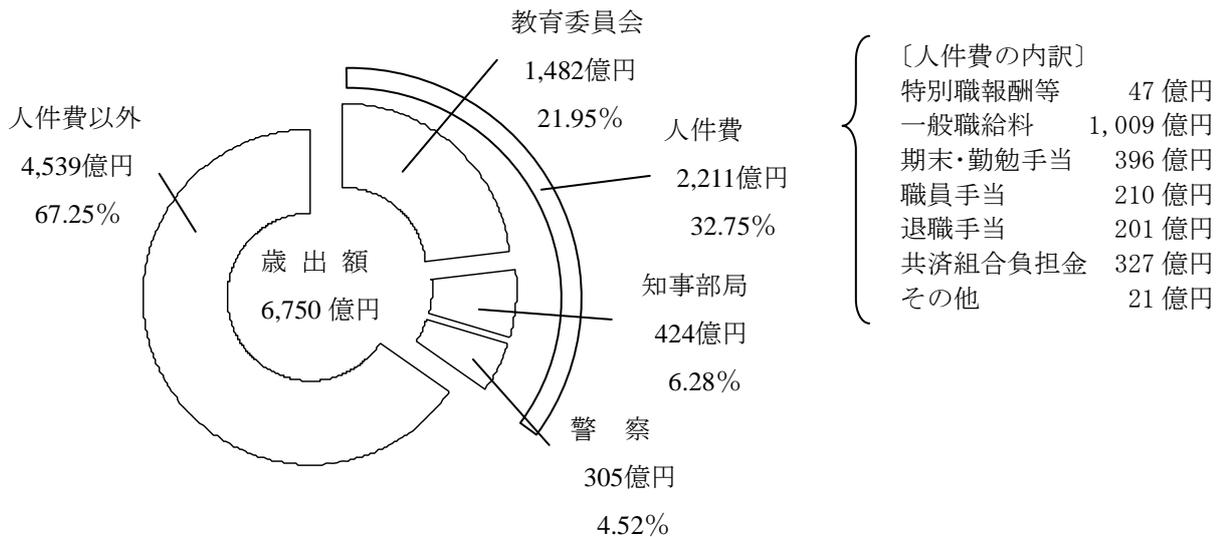
評価の対象者	警視以下の階級にある警察官及び同相当職以下の一般職員
評価者	上位の職の者が評価(第一次評価者、第二次評価者及び調整者)
評価対象期間	能力評価は、4月1日から翌年3月31日までの期間 業績評価は、4月1日から9月30日までの期間(前期)及び10月1日から翌年3月31日までの期間(後期)
評価方法	能力評価は、職員が必要とする能力評価項目に照らし、当該職員が発揮した能力の程度を評価する。業績評価は、職員が設定した業務に関する目標の達成程度を評価する。評価は、5段階の絶対評価で行う。
評価手順	○期首面談・・・被評価者は、前期及び後期の始めに業績評価の目標を設定するとともに能力評価の評価項目等を確認する。 ○期末・・・被評価者は、前期及び後期の期末に目標の達成状況の自己評価並びに年度末に発揮した能力についての自己評価を行い、評価者はそれを踏まえ、評価を行う。これらを基に総合評価を行う。
評価要素	目標達成程度、倫理、事案対応、業務遂行等

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度 の人件費率
平成 27年度	人 1,850,028	千円 674,998,016	千円 3,489,767	千円 221,087,672	% 32.8	% 33.3

(注) 人件費には、特別職（知事、副知事、議員等）の報酬及び職員への給与のほか、地方職員共済組合負担金等を含みます。



(2) 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 27年度	人 22,194	千円 100,858,660	千円 21,032,283	千円 39,632,148	千円 161,523,091	千円 7,278

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.5歳	347,163円	450,412円
警察職	37.7歳	325,906円	470,795円
高等学校教育職	45.3歳	391,574円	457,512円
小・中学校教育職	43.3歳	373,773円	427,461円
現業職	50.6歳	351,193円	409,230円

(注) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額（期末・勤勉手当及び退職手当を除く。）を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		三 重 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	189,200円	総合職 181,200円 一般職 176,700円
	高校卒	154,900円	144,600円
警 察 職	大学卒	208,300円	総合職 208,200円 一般職 205,200円
	高校卒	179,500円	166,700円
高等学校教育職	大学卒	210,600円	－円
小・中学校教育職	大学卒	210,600円	－円
現 業 職	高校卒	154,900円	－円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	276,327円	368,594円	389,403円	409,232円
	高校卒	227,389円	310,740円	361,050円	390,526円
警 察 職	大学卒	294,008円	390,221円	407,667円	417,875円
	高校卒	266,047円	355,622円	381,207円	406,531円
高等学校教育職	大学卒	318,947円	402,073円	428,287円	437,291円
小・中学校教育職	大学卒	317,266円	397,584円	417,192円	427,151円
現 業 職	高校卒	該当者なし	309,100円	350,344円	368,120円

(6) 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（平成28年4月1日現在）

ア 行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	474	8.8%	主事	212	474	8.8%	主事級
				技師	109			
				係	24			
				臨時学校司書	9			
				臨時事務補助員	119			
				臨時技術補助員	1			
計	474							
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	485	9.1%	主事	244	485	9.1%	主事級
				技師	179			
				司書	2			
				助手	1			
				主任	1			
				係	58			
計	485							
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務 3 県立学校の事務次長の職	986	18.4%	主査	313	334	6.2%	主査級
				機関長	2			
				研修主事	2			
				係長	17			

	務			主任 書記 主事 技師 係 司書	635 3 5 5 3 1	638 14	11.9% 0.3%	主任級 主事級
				計	986			
4 級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務 3 県立学校の困難な業務を行う事務次長の職務	1,191	22.2%	主幹 企画員 教務主任 監査主幹 課長補佐 警察署の課長 警察署の主幹 主査 課長 事務次長 船長 講師 監査主査 研修主事 書記 係長	273 2 1 3 1 2 2 814 1 6 2 1 2 8 1 72	284 907	5.3% 16.9%	課長補佐級 主査級
				計	1,191			
5 級	1 班長の職務 2 地域機関の課長の職務 3 困難な業務を行う主幹の職務 4 県立学校の事務長又は市町立学校の総括主幹の職務	1,264	23.6%	班長 課長 主幹 事務長 総括主幹 企画員 副園長 教務主任 准教授 監査主幹 書記長補佐 課長補佐 センター長補佐 警察署の課長 警察署の主幹	252 148 776 2 36 3 1 5 5 8 1 21 1 4 1	1,264	23.6%	課長補佐級
				計	1,264			
6 級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 地域機関の長、副所長又は室長の職務 3 副参事の職務 4 困難な業務	740	13.8%	課長 所長 副所長 室長 副参事 事務長 担当課長 専門監 コンビナート防	64 21 46 62 101 43 1 2 1	398	7.4%	課長級

を行う班長の職務
 5 地域機関の困難な業務を行う課長の職務
 6 県立学校の困難な業務を行う事務長又は市町立学校の調整監の職務

災監	
県民の声相談監	1
統計利活用監	1
コンプライアンス・労使協働推進監	1
企画調整監	1
人権・危機管理監	5
看護師確保対策監	1
子ども虐待対策・里親制度推進監	1
人権監	1
消費生活監	1
RDF・広域処理推進監	1
競技力向上推進監	1
農林水産政策推進監	1
家畜防疫対策監	1
障がい者雇用推進監	1
食の産業政策推進監	1
MICE 誘致推進監	1
建設企画監	1
建築審査監	1
検査監	6
会計支援監	3
副局長	2
副館長	1
部長	2
技術管理監	3
教授	1
調整監	1
政策法務監	1
次長	3
市町教育支援・人事監	5
学校防災推進監	1
特別支援学校整備推進監	1
子ども安全対策監	1
人権教育監	1
副センター長	1
訟務官	1

				交通管制官	1			
				班長	48	342	6.4%	課長補佐級
				課長	100			
				事務長	27			
				調整監	2			
				副所長	1			
				室長	2			
				課長補佐	17			
				隊長補佐	2			
				センター長補佐	3			
				工場長	1			
				科長	2			
				警察署の課長	9			
				警察署の主幹	1			
				主幹	118			
				教務主任	8			
				准教授	1			
				計	740			
7級	1 本庁の次長の職務 2 参事の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の困難な業務を行う課長の職務 4 地域機関の困難な業務を行う長、副所長又は室長の職務	154	2.9%	次長	14	57	1.1%	次長級
				参事	13			
				所長	23			
				校長	2			
				局長	2			
				館長	1			
				首都圏営業拠点運営総括監	1			
				工事検査総括監	1	97	1.8%	課長級
				課長	56			
				室長	10			
				園長	1			
				担当課長	2			
				会計支援監	1			
				副局長	1			
				副校長	1			
				次長	1			
				所長	9			
				副所長	13			
				局長	1			
				警察本部の課長	1			
				計	154			
8級	1 本庁の副部長の職務 2 本庁の困難な業務を行う次長の職務	43	0.8%	副部長	11			
				次長	13			
				危機管理副統括監	1			
				副局長	1	43	0.8%	次長級
				所長	10			
				局長	1			
				事務局長	2			
				副教育長	1			
				館長	2			

				校長	1			
				計	43			
9級	1 本庁の部長 又は局長の職務 2 委員会等の 事務局の長の 職務	21	0.4%	部長 局長 事務局長 会計管理者 理事 所長	8 7 2 1 1 2	21	0.4%	部長級
				計	21			
10級	1 危機管理統 括監の職務 2 本庁の困難 な業務を行う 部長の職務	1	0.0%	危機管理統括監	1	1	0.0%	部長級
				計	1			
	合計	5,359	100%					

イ 公安職給料表

職務 の級	等級別基準職 務表に規定す る基準となる 職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務 を行う係員の 職務	235	7.6%	係	235	235	7.6%	係員級
				計	235			
2級	相当高度の知 識又は経験を 必要とする業 務を行う係員 の職務	668	21.5%	係	668	668	21.5%	係員級
				計	668			
3級	主任の職務	709	22.9%	主任	465	465	15.0%	主任級
				係	244			
				計	709			
4級	1 係長の職務 2 困難な業務 を行う主任の 職務	788	25.4%	係長	384	384	12.4%	係長級
				主任	372			
				係	32	32	1.0%	係員級
				計	788			
5級	1 課長補佐の 職務 2 警察署の課 長の職務 3 困難な業務 を行う係長の 職務	460	14.8%	課長補佐	43	107	3.5%	課長補 佐級
				課長	58			
				隊長補佐	2			
				中隊長	2			
				科長	2			
				係長	353	353	11.4%	係長級
				計	460			
6級	1 相当困難な 業務を行う課 長補佐の職務 2 副署長の職 務	122	3.9%	課長補佐	43	122	3.9%	課長補 佐級
				課長	22			
				次長	8			
				副隊長	3			
				副センター長	1			

	3 警察署の困難な業務を行う課長の職務			副所長 隊長補佐 中隊長 指令官 分析官 警務官 交通官 調査官	1 1 1 2 1 7 1 31				
				計	122				
7 級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 室長の職務 4 困難な業務を行う課長補佐の職務 5 困難な業務を行う副署長の職務	67	2.2%	課長 室長 副署長 次長 副校長 指導官 対策官 監察官 管理官 上席検視官 警務官 事件指導官 交通官	1 15 18 13 1 1 3 2 2 1 4 3 3	67	2.2%	課長級	
				計	67				
8 級	1 警察本部の困難な業務を行う課長の職務 2 困難な業務を行う警察署の長の職務	40	1.3%	課長 署長 参事官 隊長 所長 監察官	12 12 9 4 1 2	40	1.3%	課長級	
				計	40				
9 級	1 警察本部の部長の職務 2 特に困難な業務を行う警察署の長の職務	11	0.4%	署長 首席参事官 運転免許センター長 警察学校長	4 5 1 1	11	0.4%	部長級	
				計	11				
	合計	3,100	100%						

ウ 研究職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	補助的研究を行う職務	0	0%			0	0%	主事級
				計	0			
2 級	1 高度の知識又は経験を必要とする研究を行う職務	50	21.6%	主任研究員 主任 研究員 学芸員	7 3 31 2	10 40	4.3% 17.2%	主任級 主事級

	2 主任研究員の職務			主任 係	3 4				
				計	50				
3 級	1 主幹研究員の職務 2 主査研究員の職務	75	32.3%	主幹研究員 主幹 主査研究員 主査 係長 主任 主任研究員	7 1 42 8 6 4 7	8 56 11	3.4% 24.1% 4.7%	課長補佐級 主査級 主任級	
				計	75				
4 級	1 試験研究機関の課長の職務 2 困難な業務を行う主幹研究員の職務	28	12.1%	課長 主幹研究員 主幹	1 22 5	28	12.1%	課長補佐級	
				計	28				
5 級	1 総括研究員の職務 2 試験研究機関の困難な業務を行う課長の職務	79	34.1%	総括研究員 副参事 課長 室長 分室長 科長 主幹研究員 主幹	15 2 21 2 1 2 33 3	17 62	7.3% 26.7%	課長級 課長補佐級	
				計	79				
	合計	232	100%						

エ 医療職給料表（一）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医療業務を行う職務	7	18.9%	技師	7	7	18.9%	主事級
				計	7			
2 級	1 主幹の職務 2 主査の職務 3 主任の職務	13	35.1%	課長 主査 医長 主任	1 5 1 6	1 6 6	2.7% 16.2% 16.2%	課長補佐級 主査級 主任級
				計	13			
3 級	1 保健所長の職務 2 困難な業務を行う主幹の職務	6	16.2%	所長 副参事 主幹 医長	1 1 2 2	2 4	5.4% 10.8%	課長級 課長補佐級
				計	6			
4 級	困難な業務を行う保健所長の職務	11	29.7%	所長 参事	5 1	8	21.6%	次長級

				へき地医療総括 監 園長 所長 副参事	1 1 1 2	3	8.1%	課長級
				計	11			
	合計	37	100%					

オ 医療職給料表（二）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療技術業務を行う職務	0	0%			0	0%	主事級
				計	0			
2級	相当高度の知識又は経験が必要とする医療技術業務を行う職務	18	9.3%	技師	18	18	9.3%	主事級
				計	18			
3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験が必要とする医療技術業務を行う職務	43	22.2%	主任	30	31	16.0%	主任級
				主任検査員	1			
				技師	12	12	6.2%	主事級
				計	43			
4級	1 主幹の職務 2 主査の職務	52	26.8%	主幹	1	1	0.5%	課長補佐級
				主査	43	46	23.7%	主査級
				主査検査員	2			
				教務主任	1			
				主任	5	5	2.6%	主任級
				計	52			
5級	1 地域機関の課長の職務 2 困難な業務を行う主幹の職務	17	8.8%	主幹	10	10	5.2%	課長補佐級
				主査	6	7	3.6%	主査級
				主査検査員	1			
				計	17			
6級	1 家畜保健衛生所又は食肉衛生検査所の長の職務 2 保健所の副所長又は室長の職務 3 副参事の職務 4 地域機関の困難な業務を行う課長の職務	64	33.0%	所長	4	18	9.3%	課長級
				副所長	4			
				室長	3			
				副参事	7			
				課長	19	46	23.7%	課長補佐級
				副所長	2			
				主幹	24			
				主幹検査員	1			

務			計	64			
合計	194	100%					

カ 医療職給料表（三）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0%			0	0%	主事級
				計	0			
2級	保健師又は看護師の職務	25	19.2%	技師	25	25	19.2%	主事級
				計	25			
3級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務	11	8.5%	主任	10	10	7.7%	主任級
				技師	1	1	0.8%	主事級
				計	11			
4級	1 副看護師長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務	21	16.2%	主任	20	20	15.4%	主任級
				技師	1	1	0.8%	主事級
				計	21			
5級	1 地域機関の課長の職務	38	29.2%	主幹	2	2	1.5%	課長補佐級
	2 看護師長の職務			主査	10	10	7.7%	主査級
	3 困難な業務を行う副看護師長の職務			副看護師長	10	26	20.0%	主任級
	4 主幹の職務			主任	16			
	5 主査の職務			計	38			
6級	1 保健所の副所長又は室長の職務	35	26.9%	副所長	2	9	6.9%	課長級
	2 総看護師長の職務			総看護師長	1			
	3 副参事の職務			副参事	5			
	4 地域機関の困難な業務を行う課長の職務			部長	1			
				課長	9	20	15.4%	課長補佐級
				主幹	11			
	5 困難な業務を行う看護師長の職務			看護師長	5	6	4.6%	主査級
	主査	1						
				計	35			
合計		130	100%					

キ 高等学校等教育職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1 級	県立学校の養護助教諭、講師、寄宿舎指導員又は実習助手の職務	701	15.7%	養護助教諭	29	592	13.3%	講師等			
				講師	563						
				寄宿舎指導員	6				108	2.4%	実習助手等
				実習助手	102				1	0.0%	教諭
				栄養教諭	1						
計	701										
2 級	県立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、教諭兼寄宿舎指導員又は教諭兼実習助手の職務	3,577	80.2%	教諭	3,341	3,444	77.2%	教諭			
				養護教諭	95						
				栄養教諭	8						
				教諭兼寄宿舎指導員	20				128	2.9%	教諭兼実習助手等
				教諭兼実習助手	108				5	0.1%	実習助手等
				寄宿舎指導員	1						
				実習助手	4						
計	3,577										
特2 級	県立学校の主幹教諭の職務	12	0.3%	主幹教諭	12	12	0.3%	教諭			
				計	12						
3 級	県立学校の教頭の職務	100	2.2%	教頭	100	100	2.2%	教頭			
				計	100						
4 級	県立学校の校長の職務	70	1.6%	校長	70	70	1.6%	校長			
				計	70						
合計		4,460	100%								

ク 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	市町立学校の養護助教諭又は講師の職務	1,634	14.9%	養護助教諭	109	1,634	14.9%	講師等
				講師	1,525			
				計	1,634			
2 級	市町立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	8,214	74.8%	教諭	7,625	8,211	74.8%	教諭
				養護教諭	469			
				栄養教諭	117			
				講師（任用の期限を附さないものに限る）	3			
				計	8,214			
特2 級	市町立学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	72	0.7%	主幹教諭	21	72	0.7%	教諭
				指導教諭	51			
				計	72			
3 級	市町立学校の	544	5.0%	教頭	544	544	5.0%	教頭

	教頭の職務			計	544			
4 級	市町立学校の 校長の職務	520	4.7%	校長	520	520	4.7%	校長
				計	520			
	合計	10,984	100%					

ケ 学校栄養職員給料表

職務 の級	等級別基準職 務表に規定す る基準となる 職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	学校栄養職員 の職務	47	95.9%	臨時学校栄養補 助員	47	47	95.9%	臨時学 校栄養 補助員
				計	47			
2 級	相当高度の知 識又は経験を 必要とする学 校栄養職員の 職務	0	0%			0	0%	学校栄 養職員
				計	0			
3 級	高度の知識又 は経験を必要 とする学校栄 養職員の職務	0	0%			0	0%	学校栄 養職員
				計	0			
4 級	主任学校栄養 職員の職務	2	4.1%	主任学校栄養職 員	2	2	4.1%	主任学 校栄養 職員
				計	2			
5 級	総括主任学校 栄養職員の職 務	0	0%			0	0%	総括主 任学校 栄養職 員
				計	0			
	合計	49	100%					

コ 現業職員給料表

職務 の級	級別標準職務 表に規定する 職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務 を行う技術員 の職務	1	0.3%	技術員	1	1	0.3%	技術員
				計	1			
2 級	相当高度の技 能又は経験を 必要とする業 務を行う技術 員の職務	5	1.4%	技術員	5	5	1.4%	技術員
				計	5			
3 級	1 主任技術員 の職務 2 高度の技能 又は経験を必 要とする業務 を行う技術員	260	74.7%	主任技術員	199	199	57.2%	主任技 術員
				技術員	61			

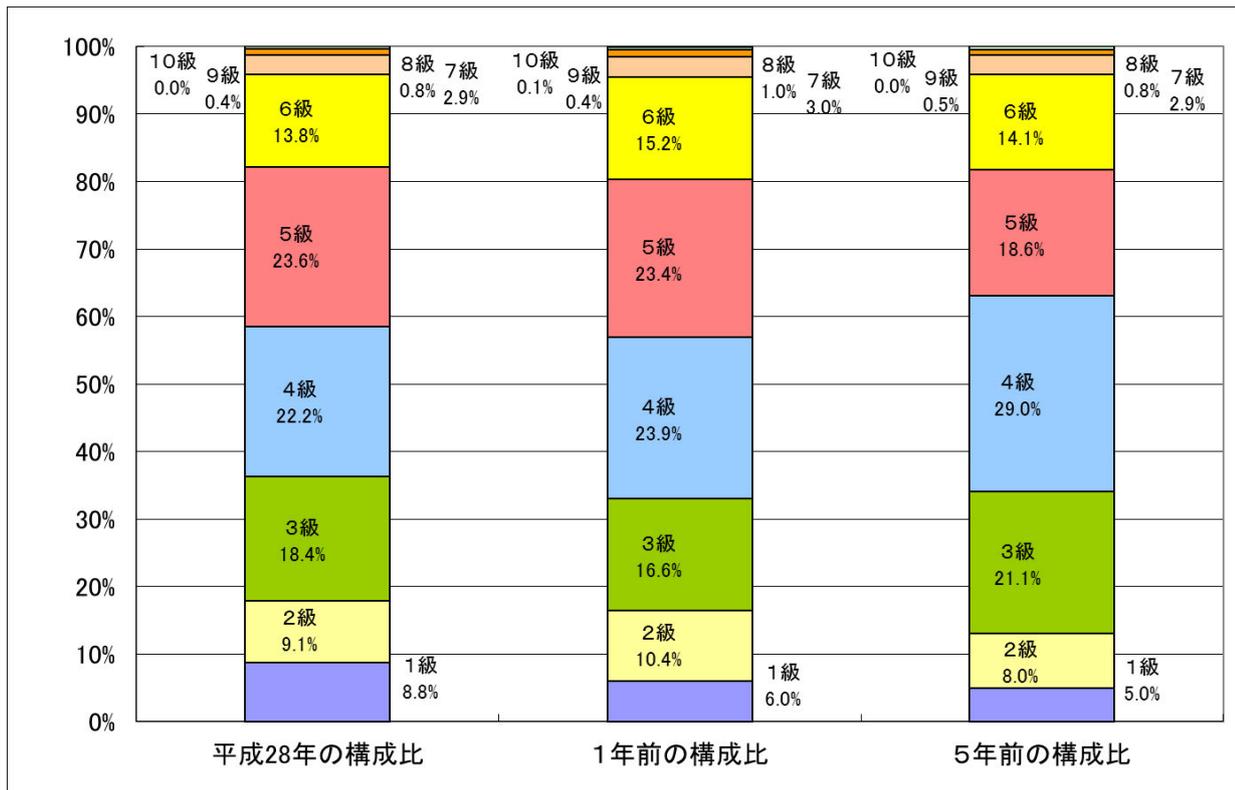
	の職務			計	260			
4 級	総括技術員の職務	82	23.6%	総括技術員	82	82	23.6%	総括技術員
				計	82			
	合計	348	100%					

サ 特定任期付職員

号給	基準職務表に規定する職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務	0	0%		0
				計	0
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務を行う職務	0	0%		0
				計	0
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務	1	50.0%	主幹	1
				計	1
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務	0	0%		0
				計	0
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難で重要な業務を行う職務	1	50.0%	館長	1
				計	1
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難で重要な業務を行う職務	0	0%		0
				計	0
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難で特に重要な業務を行う職務	0	0%		0
				計	0
	合計	2	100%		

(注)各欄の%と合計の%は、端数処理（四捨五入）の関係で一致しないことがあります。

シ 行政職の級別職員数の構成比



(7) 昇給への勤務実績の反映状況 (平成28年4月1日実施状況)

ア 管理職員

区分	上位	標準	下位
昇給号給数	4号給以上 (1号給以上)	3号給 (0号給)	2号給以下 (0号給以下)
人員分布率	45.0%	55.0%	0.0%

(注) 昇給号給数の () 内は、55歳以上の職員に係る号給数です。

イ 非管理職員

区分	上位	標準	下位
昇給号給数	5号給以上 (1号給以上)	4号給 (0号給)	3号給以下 (0号給以下)
人員分布率	16.3%	82.7%	1.0%

(注) 昇給号給数の () 内は、55歳以上の職員に係る号給数です。

(8) 職員の手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の状況（平成28年4月1日現在）

期末手当・勤勉手当		退職手当	
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.60 月分 (0.75 月分)		(支給率) 自己都合 定年・応募認定 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,656千円		1人当たり平均支給額（平成27年度） 自己都合等 定年・応募認定 一般職員 604万円 2,429万円 教育公務員 851万円 2,374万円 警察官 462万円 2,246万円	

(注) 期末手当・勤勉手当支給割合の（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 勤勉手当への勤務実績の反映状況（平成28年6月支給）

管理職員

区分	上位	標準	下位
成績率	107.0/100～ 82.0/100 (127.0/100～ 112.0/100)	77.0/100 (97.0/100)	71.0/100～66.0 (91.0/100～ 86.0/100)
人員分布率	39.1%	60.7%	0.2%

(注) 成績率の（ ）内は、特定管理職員（部長級及び次長級）に係る成績率です。

非管理職員

区分	上位	標準	下位
成績率	85.0/100	80.0/100	75.0/100～70.0/100
人員分布率	39.4%	60.3%	0.3%

ウ 地域手当の状況（平成28年4月1日現在）

支給対象地域	支給率	支給対象職員数
一級地（東京都特別区）	20%	26人
二級地（大阪市）	16%	7人
三級地（名古屋市）	15%	4人
四～七級地（その他県外）	3%～12%	22,078人
六級地（県内）	4.5%	
医師	16%	38人

エ 特殊勤務手当の状況（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算見込み）	1, 381, 943千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成27年度決算見込み）	159千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	39.0%
手当の種類（手当数）	33種類
多くの職員に支給されている手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員特殊業務手当 ・ 教育業務連絡指導手当 ・ 保健福祉業務手当 ・ 危険作業手当 ・ 刑事作業手当

オ 時間外勤務手当の状況

支給実績（平成27年度決算見込み）	4, 353, 566千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成27年度決算見込み）	522千円
支給実績（平成26年度決算）	4, 264, 589千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	512千円

カ その他の手当の状況（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・ 配偶者 月額13,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 （そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額11,000円） ・ 16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算
住 居 手 当	住居を借り受けている職員に支給 ・ 借家 最高 月額27,000円
初 任 給 調 整 手 当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・ 最高 月額367,600円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2k m以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・ 交通機関利用 定期券等の価額（最高 月額65,000円） ・ 自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 ・ 自転車使用 月額3,000円
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・ 月額30,000円+加算額（配偶者等の住居との距離に応じて8,000円～58,000円）
管 理 職 手 当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・ 最高 月額139,300円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 ・ 勤務1回につき管理職手当区分に応じて3,000円～12,000円

特 地 勤 務 手 当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給
へ き 地 手 当	へき地学校等に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給
定 時 制 通 信 教 育 手 当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に給料の10/100（管理職手当を受ける者にあつては8/100以内）を支給
産 業 教 育 手 当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教育職員で、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する職員に給料の6/100～10/100を支給
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・最高 月額8,000円
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農林漁業の普及指導に従事する職員に給料の8/100を支給
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 勤務1回につき4,200円（5時間未満 2,100円） ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき20,000円（5時間未満 10,000円） ・常直 月額21,000円（勤務日数半月以下 10,500円）
夜 間 勤 務 手 当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数
休 日 勤 務 手 当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数

(9) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,280,000円
	副知事	1,010,000円
議 員 報 酬	議 長	1,020,000円
	副議長	900,000円
	議 員	830,000円
期 末 手 当	知 事	(平成28年度支給割合)
	副知事	4.10 月分
退 職 手 当	議 長	(平成28年度支給割合)
	副議長 議 員	4.10 月分
退 職 手 当	知 事 副知事	(算定方式) (支給時期)
		128万円×在職月数×59/100 (任期毎)
		101万円×在職月数×39/100 (任期毎)

(10) 公営企業職員の状況

ア 企業職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

事業	職種等	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病院事業	一般行政職	44.4歳	348,910円	454,909円
	医師、歯科医師	42.0歳	440,388円	1,074,413円
	保健師、看護師、准看護師	43.5歳	330,346円	421,951円
水道事業	一般行政職	43.6歳	351,887円	450,153円
工業用水道事業		41.2歳	338,513円	437,603円
電気事業		46.0歳	377,720円	491,445円

(注) 1 企業職員とは、三重県の行っている病院事業並びに水道事業、工業用水道事業及び電気事業に従事する職員です。これらの職員には地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用され、給与については労使交渉でその水準を決めることが認められています。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額（期末・勤勉手当及び退職手当を除く。）を合計したものです。

イ 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（平成28年4月1日現在）

行政職給料表（病院事業）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	2	3.9%	主事	1	2	3.9%	主事級
				技師	1			
				計	2			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5	9.8%	主事	3	5	9.8%	主事級
				技師	2			
				計	5			
3級	1 主査の職務 2 主任の職務	12	23.5%	主査	2	10	19.6%	主査級 主任級
				主任	10			
				計	12			
4級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務	13	25.5%	主幹	3	10	19.6%	課長補佐級 主査級
				主査	10			
				計	13			
5級	1 課長補佐の職務 2 班長の職務 3 次長の職務 4 県立病院の室長又は課長の職務 5 困難な業務を行う主幹の職務	11	21.6%	班長	2	11	21.6%	課長補佐級
				次長	2			
				室長	3			
				主幹	4			
				計	11			

6 級	1 県立病院課の課長の職務	5	9.8%	経営支援・危機管理監	1	3	5.9%	課長級			
	2 経営支援・危機管理監の職務			部長	1						
	3 部長の職務			技師長	1						
	4 副参事の職務			次長	1				2	3.9%	課長補佐級
	5 技師長の職務			主幹	1						
6 困難な業務を行う課長補佐の職務											
7 困難な業務を行う班長の職務											
8 困難な業務を行う次長の職務											
9 県立病院の困難な業務を行う室長又は課長の職務											
	計				5						
7 級	1 副庁長の職務	2	3.9%	課長	1	2	3.9%	課長級			
	2 参事の職務			部長	1						
	3 困難な業務を行う県立病院課の課長の職務										
	4 困難な業務を行う部長の職務										
	計				2						
8 級	困難な業務を行う副庁長の職務	1	2.0%	副庁長	1	1	2.0%	次長級			
	計			1							
	合計	51	100%								

医療職給料表（一）（病院事業）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医療業務を行う職務	4	21.1%	技師	4	4	21.1%	主事級
				計	4			
2 級	1 次長の職務	8	42.1%	医長	1	1	5.3%	課長補佐級
	2 医長の職務			医長	2	2	10.5%	主査級
	3 主任の職務			主任	5	5	26.3%	主任級
	計			8				

3級	1 副院長の職務	3	15.8%	部長	1	2	10.5%	課長級			
	2 診療運営調整監の職務			診療部長	1						
	3 部長の職務			次長	1				1	5.3%	課長補佐級
	4 診療部長の職務										
	5 困難な業務を行う次長の職務										
	6 困難な業務を行う医長の職務										
			計	3							
4級	1 院長の職務	4	21.1%	院長	1	1	5.3%	次長級			
	2 困難な業務を行う副院長の職務			院長	1				3	15.8%	課長級
	3 困難な業務を行う診療運営調整監の職務			診療運営調整監	1						
	4 困難な業務を行う部長の職務			部長	1						
			計	4							
合計		19	100%								

医療職給料表（二）（病院事業）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	医療技術業務を行う職務	0	0%			0	0%	主事級			
				計	0						
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする医療技術業務を行う職務	1	3.2%	技師	1	1	3.2%	主事級			
				計	1						
3級	1 主任の職務	11	35.5%	主任	9	9	29.0%	主任級			
	2 高度の知識又は経験を必要とする医療技術業務を行う職務			技師	2				2	6.5%	主事級
				計	11						
4級	1 主幹の職務	5	16.1%	主査	4	4	12.9%	主査級			
	2 主査の職務			主任	1				1	3.2%	主任級
				計	5						
5級	1 室長の職務	4	12.9%	主幹	1	1	3.2%	課長補佐級			

	2 困難な業務を行う主幹の職務			主査	3	3	9.7%	主査級
				計	4			
6 級	1 部長の職務 2 技師長の職務 3 困難な業務を行う室長の職務	10	32.3%	技師長	1	1	3.2%	課長級 課長補佐級
				室長	7	9	29.0%	
				主幹	2			
				計	10			
	合計	31	100%					

医療職給料表（三）（病院事業）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師の職務	0	0%			0	0%	主事級
				計	0			
2 級	助産師又は看護師の職務	26	15.6%	技師	26	26	15.6%	主事級
				計	26			
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う助産師又は看護師の職務	40	24.0%	主任	35	35	21.0%	主任級
				技師	5	5	3.0%	主事級
				計	40			
4 級	1 副看護師長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務	33	19.8%	副看護師長	4	29	17.4%	主任級
				主任	25			
				技師	4	4	2.4%	主事級
				計	33			
5 級	1 次長の職務 2 看護師長の職務 3 困難な業務を行う副看護師長の職務 4 主幹の職務 5 主査の職務	52	31.1%	看護師長	3	3	1.8%	主査級
				副看護師長	25	49	29.3%	主任級
				主任	24			
				計	52			
6 級	1 部長の職務 2 困難な業務を行う次長の職務 3 困難な業務を行う看護師長の職務	16	9.6%	部長	2	2	1.2%	課長級
				次長	3	3	1.8%	課長補佐級
				看護師長	11	11	6.6%	主査級
				計	16			
	合計	167	100%					

現業職員給料表（病院事業）

職務の級	級別職務分類表に規定する職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う技術員の職務	0	0%			0	0%	技術員
				計	0			
2級	相当高度の技能又は経験が必要とする業務を行う技術員の職務	0	0%			0	0%	技術員
				計	0			
3級	1 主任技術員の職務 2 高度の技能又は経験が必要とする業務を行う技術員の職務	6	60.0%	主任技術員	5	5	50.0%	主任技術員
				技術員	1	1	10.0%	技術員
				計	6			
4級	総括技術員の職務	4	40.0%	総括技術員	4	4	40.0%	総括技術員
				計	4			
合計		10	100%					

行政職給料表（水道事業・工業用水道事業・電気事業）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	9	4.8%	主事	2	9	4.8%	主事級
				技師	7			
				計	9			
2級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	15	8.1%	主事	4	15	8.1%	主事級
				技師	11			
				計	15			
3級	1 主査の職務 2 主任の職務	38	20.4%	主査	13	13	7.0%	主査級
				主任	23	23	12.4%	主任級
				技師	2	2	1.1%	主事級
				計	38			
4級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務	45	24.2%	主幹	16	16	8.6%	課長補佐級
				主査	29	29	15.6%	主査級
				計	45			
5級	1 班長の職務 2 事業所の課長の職務 3 困難な業務を行う主幹の	44	23.7%	班長	13	44	23.7%	課長補佐級
				事業所の課長	6			
				場長	1			
				主幹	24			

	職務			計	44			
6級	1 本庁の課長の職務	24	12.9%	危機・事業管理監	1	16	8.6%	課長級
	2 所長、副所長又は部長の職務			資産管理監	1			
	3 副参事の職務			本庁の課長	1			
	4 困難な業務を行う班長の職務			副参事	5			
	5 事業所の困難な業務を行う課長の職務			所長	1			
				センター長	1			
				副所長	4			
				部長	2			
				副センター長	1			
				事業所の課長	4			
	場長	2						
	主幹	1						
	計			24				
7級	1 次長の職務	9	4.8%	電気事業対策総括監	1	3	1.6%	次長級
	2 参事の職務			参事	1			
	3 本庁の困難な業務を行う課長の職務			所長	1			
	4 困難な業務を行う所長、副所長又は部長の職務			本庁の課長	4			
				所長	2			
				計	9			
8級	1 副庁長の職務	2	1.1%	副庁長	1	2	1.1%	次長級
	2 困難な業務を行う次長の職務			次長	1			
				計	2			
合計		186	100%					

現業職員給料表（水道事業・工業用水道事業・電気事業）

職務の級	級別標準職務表に規定する職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う技術員の職務	0	0%			0	0	技術員
				計	0			
2級	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務	0	0%			0	0	技術員
				計	0			
3級	1 主任技術員の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務	1	50.0%	主任技術員	1	1	50.0%	主任技術員

	を行う技術員の職務							
				計	1			
4 級	総括技術員の職務	1	50.0%	総括技術員	1	1	50.0%	総括技術員
				計	1			
	合計	2	100%					

(注)各欄の%と合計の%は、端数処理（四捨五入）の関係で一致しないことがあります。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

公務運営上の事情により特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

また、研究職のうち人事委員会が定める職員については、職員の申告を経た勤務時間の割振りを行うことができます（いわゆる「フレックスタイム」）。

勤務時間の変更の類型には次のようなものがあります。

- ア ズレ勤務・・・勤務時間の長さを変更せず、時間帯をずらした勤務
なお、育児又は介護を行う職員については、職員の請求に基づき、あらかじめ定めた4つのパターンの勤務時間（早出・遅出）の割振りを行うことができます。
- イ 交替制等勤務・・・あらかじめ一定の形に割り振られた複数の正規の勤務時間を規則的な周期で定型的に繰り返す勤務
- ウ 勤務時間の弾力化・・・あらかじめ定めたパターンの勤務時間を組み合わせ、1週38時間45分の勤務時間を4週間単位で割り振った勤務

(2) 休暇制度の概要

区分	種類	内容
年次有給休暇		1暦年20日
病気休暇	公務傷病	必要な期間（6月以内）
	私傷病	必要な期間（6月以内、ただし結核は1年以内）
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使 証人等としての裁判所等への出頭 骨髄バンクへの登録、骨髄液等の提供	その都度必要な期間
	ボランティア休暇	1暦年5日以内
	結婚休暇	7日以内
	妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
	妊娠障害（つわり等）	14日以内
	産前・産後休暇	産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）
	男性職員の育児参加	妻の産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）の期間に5日以内
	妻の出産、子の傷病等	1暦年4日以内（子の傷病等については、中学就学前の子が1人の場合は4日（その子が2人以上の場合は8日）を加えることができる。）
	学校等が実施する行事への出席	義務教育終了前の子1人につき1日
	要介護者の介護	1暦年5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内
	育児時間	1日2回各45分（生後1年9月以内）

	生理休暇	その都度必要な期間
	法令に基づく予防注射、健康診断等	
	忌引	配偶者 10 日、父母 7 日、子 5 日、兄弟姉妹 3 日 等
	配偶者、子及び父母の祭日	1 日以内（遠隔地の場合往復日加算） 配偶者の父母及び父母の配偶者を含む。
	夏季休暇（盆等の諸行事、健康増進）	5 日以内
	スクーリング	その都度必要な期間
	災害による住居の滅失及び損壊	
災害等による出勤困難 災害時等の退勤途上の危険回避		
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する 6 月の範囲内の必要な期間
組合休暇	職員団体の活動への従事（無給）	1 暦年 30 日を超えない日数

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日）

職員には 1 年（暦年）あたり 20 日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20 日を限度として翌年に繰り越すことができます。

平成 27 年の職員 1 人当たりの平均取得日数は次のとおりです。

	平均日数（日）
知事部局等	13.6
教育委員会	13.2
警 察	5.5

(注) 教育委員会の対象者は、事務局職員及び県立学校の事務職員、学校司書、現業職員等です。

(4) 介護休暇の取得状況（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日） (単位：人)

	知事部局等		教育委員会		警 察		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	2	3	5	12	0	0	7	15

5 休業の状況

(1) 育児休業の取得状況（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日） (単位：人)

	知事部局等		教育委員会		警 察		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得人数	24	120	8	657	1	87	33	864
部分休業の取得人数	8	79	3	99	0	38	11	216

(2) 配偶者同行休業の取得状況（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日） (単位：人)

	知事部局等		教育委員会		警 察		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者同行休業の取得人数	0	1	0	1	0	0	0	2

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠く等一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

平成27年度の分限処分の状況は次のとおりです。 (単位：人)

	処分の種類	免職	降任	休職	合計
	処分事由				
知事 部局等	心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	89 (33)	89 (33)
	小計	0 (0)	0 (0)	89 (33)	89 (33)
教育 委員会	心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	188 (128)	188 (128)
	小計	0 (0)	0 (0)	188 (128)	188 (128)
警察	心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	36 (18)	36 (18)
	小計	0 (0)	0 (0)	36 (18)	36 (18)
計	心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	313 (179)	313 (179)
	小計	0 (0)	0 (0)	313 (179)	313 (179)

(注) ()内は、実人数です。

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

県民の皆さんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

平成27年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。 (単位：人)

	処分の種類	免職	停職	減給	戒告	合計
	処分事由					
知事 部局等	法令に違反した場合	2	3	0	0	5
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	1	1
	小計	2	3	0	1	6
教育 委員会	法令に違反した場合	1	2	3	0	6
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	1	2
	小計	1	2	4	1	8
警察	小計	0	0	0	0	0
計	法令に違反した場合	3	5	3	0	11
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	1	1
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	1	2
	合計	3	5	4	2	14

7 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

人間ドックや国民体育大会に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

平成 28 年 4 月 1 日現在の営利企業等への従事の状況は、次のとおりです。

ア 地方公務員法第 38 条第 1 項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて兼業している者

区 分	人数 (人)	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねている者	0	
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	122	太陽光電気販売、不動産等賃貸、農業経営等
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	13	非常勤講師、原稿執筆等

イ 教育公務員特例法第 17 条第 1 項の規定に基づき、兼職している者

区 分	人数 (人)	主な業務内容
国立学校等 (大学院を含む) 及び教育施設等	0	
公立学校等 (大学院を含む) 及び教育施設等	0	
私立学校等 (大学院を含む) 及び教育施設等	0	
その他	3	非常勤講師

(3) コンプライアンスの推進

三重県では、コンプライアンスを「法令や社会規範、ルール、マナー (以下「法令等」という。) を遵守するとともに、公正・誠実に職務を遂行し、説明責任を果たすことによって、県民の皆さんの信頼に込めていくこと」と定義しています。

私たちの仕事が、県民の皆さんからの信頼によって成り立っている以上、法令等を遵守することは当然のこと、公正・誠実に職務を遂行するとともに、何に基づき、誰のため、何のために業務を行っているのかを説明できるよう、コンプライアンスの日常化に取り組んでいます。

その中で、職員の基本的な心構えとして「三重県職員倫理憲章」に次の 4 点を定めています。

ア 法令遵守

三重県職員の持つ権限や地位が、法令に基づくものであることを深く自覚し、困難にも立ち向かう積極的な姿勢で、法令の遵守を徹底します。

イ 公正な職務遂行

全体の奉仕者として、不当な差別的取扱をすることなく公正に職務を遂行し、県民の皆さんに対する説明責任を果たします。

ウ 職権濫用の禁止

常に公私の別を明らかにして行動し、職務又はその地位を私的な利益のために用いません。

エ 規律の徹底

勤務時間中はもちろん、勤務時間外においても、自らの行動が公務への信頼に与える影響を自覚し、県民の皆さんからの信頼の確保に努めます。

また、「三重県職員の倫理確保についての指針」において、利害関係を有する者との間における留意事項等を定めています。

「三重県職員倫理憲章」及び「三重県職員の倫理確保についての指針」は、県ホームページで公表しています。

* 県ホームページアドレス

<http://www.pref.mie.lg.jp/JINJI/HP/37518030532.htm>

8 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成 28 年 4 月 1 日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、三重県においても退職管理の適正化を確保するため、次の措置を講じています。

- ・ 管理職であった元職員が、離職後 2 年間、営利企業等の地位に就いた場合は、任命権者等に再就職情報を届け出なければならない。

なお、退職者の営利企業等への再就職情報の届出状況（平成 28 年 4 月 1 日現在で再就職している届出があった者の件数）は、（2）のとおりです。

(2) 退職者の営利企業等への再就職情報の届出状況

（単位：件）

知事部局等	19
教育委員会	5
警 察	10
合 計	34

（注）1 件数は、平成 26 年度退職者及び平成 27 年度退職者を合わせた件数。

2 営利企業等・・・国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く法人

9 研修の状況

(1) 研修の状況

【知事部局等】

ア 職員研修体系の概要

「三重県職員人づくり基本方針」を踏まえて、県民に成果を届けるために必要な能力、スキルなどの開発が効果的にできるよう、平成 25 年 3 月に「三重県職員研修基本計画」を策定しました。この基本計画に基づき、職員の能力や専門性の開発を支援するとともに、職員に期待される役割やキャリア段階に相応しい知識や能力を習得できるよう、研修を実施します。

◎職員研修センター研修（平成 28 年度の状況）

基本研修 基本的知識及び技能等を段階的に習得する必修研修

ベーシック研修（新規採用職員研修、採用 2 年目研修、採用 3 年目研修、採用 4 年目研修（選抜）、採用 5 年目研修）、主査級昇任時研修、課長補佐級昇任時研修、新任主任技術員研修、総括技術員研修

管理監督者研修 マネジメント層に対する必修研修

新任班長等研修、新任所属長研修、次長級研修、部局長研修

OJT支援研修 職場における人材育成を支援するための研修

新規採用職員OJTリーダー研修、新規採用職員トレーナー研修、OJTリーダー研修

ブラッシュアップ研修 職員に必要な能力を磨き上げる研修

決算書の読み方、ロジカルライティング、実践ビジネスマナー、説得力のある話し方、法制執務、情報収集・分析 等

派遣研修 自治大学校等に職員を派遣して行う研修

◎所管部研修 所管部が中心となって全庁的に実施する職務遂行に必要な知識及び技能等を習得させる研修

（人権、情報公開、安全衛生管理、会計事務、危機管理 等）

◎部内研修 各部が部内職員に対して実施する各部の職務遂行に必要な知識及び技能等を習得させる研修

イ 職員研修実施状況

平成 27 年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

研修名	回数	のべ日数	受講者数（人）
基本研修	41	57.5	1,356
管理監督者研修	15	12.5	426
OJT支援研修	7	5	194
ブラッシュアップ研修	24	21.5	748
所管部研修	26	13	6,108

（注）所管部研修は、職員研修センター主催分（人権研修、人権啓発推進員研修、人権啓発推進員による職場内研修）のみを記載（人権啓発推進員による職場内研修については、受講者数実績のみ計上）

【教育委員会】

ア 教職員研修体系の概要

教職員の資質の向上に向けて、児童生徒・学校の実態及び教職員のニーズをふまえ、教職員一人ひとりの経験や役割に応じた研修を体系的かつ効果的に実施します。また、関係機関との連携講座、県内教育研究所等との共催講座を実施します。

研 修 講 座	実践的指導力向上	基本研修 初任者、経験者等を対象とした研修 [教諭研修] [養護教諭研修] [栄養教諭研修] [幼稚園等教員研修] [特別支援学級等新担当教員研修] [採用前研修] [常勤講師等研修] 等
	学校マネジメント力向上	管理職研修 新任管理職を対象とした研修 [新任校長研修] [新任教頭研修] 主幹教諭等研修 新任主幹教諭・新任指導教諭を対象とした研修 [新任主幹教諭研修] [新任指導教諭研修] 学校事務職員研修 学校事務職員を対象とした研修 [新規採用者研修] [経験者研修] [主査研修] [共同実施リーダー研修] 学校改善活動(学校マネジメント)研修 学校改善活動に関する研修 [トップマネジメント研修] [学校組織力向上リーダー研修] [学校改善活動ファシリテーター養成研修] [学校マネジメントミドルリーダー研修] 等
	教科等・領域の専門性向上	教科等研修 教科等における指導内容や方法に関する研修 [教科等に関する研修] [授業改善研修] [グローバル教育教職員研修推進事業に関する研修] テーマ研修 教育テーマに関する研修 [人権教育研修] [特別支援教育研修] [多文化共生教育研修] [外国人児童生徒教育]等 教育相談研修 教育相談に関する研修 [教育相談ベーシック研修] [教育相談担当教員研修] 等 情報教育研修 情報教育に関する研修 [情報教育研修] [情報担当者講習会 (教員 ICT 活用指導力向上講習会)] 職務・職能研修 職種別研修 ブロック別研修 市町教育研究所等との連携による共催講座 ネットDE研修 インターネットを活用した研修
	派遣研修	内地留学、新教育大学等大学院教員派遣、社会体験研修、県外研修、海外派遣研修 等
	校内研修等支援	学校等へ校内研修等支援 …授業研究を中心とした校内研修の活性化に向けた研修及び学校支援 [授業研究担当者育成研修] [授業力向上支援に向けた出前研修] 教育相談事業 …教育相談体制の充実に向けて教職員を支援、子どもの心の問題の解決に向けた専門的 教育相談

指導力向上支援

教職員の能力向上フォローアップ事業 …指導力等に課題のある教員や職務遂行能力等に課題のある職員に対する支援研修

グローバル三重教育プランの推進

グローバル教育教職員研修推進事業 …英語教育に携わる小・中・高等学校の教員を対象にした英語力や英語指導力の向上を図る研修、子どもたちの課題解決力育成に向けた実践的指導力向上を図る研修等

教育情報提供

研修企画研究事業 …教育課題に対する調査研究、教育情報提供

三重県教育実践情報DB …教職員、学校や関係機関が保管する教育情報データを集約して、教育情報を提供

イ 教職員研修実施状況

平成 27 年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

※延べ数

研修名	講座数	受講者数 (人)
研修講座	515	24,373
ネットDE研修	222	15,487
授業研究担当者育成研修等 (※1)	102 (※2)	2,079
子どもの心サポート事業(学校等支援)	33	500
学校経営品質向上活動推進事業等	27	89
受講者総数		42,528

※1 授業研究担当者育成研修は、「重点推進校 (18 校) への研修支援」「研究協力校 (1 校) への研修支援」と「集合研修」「研究協力校研修」「実践交流会」がある。

※2 内訳〔重点推進校 18 校への研修支援 67 回、研究協力校 1 校への研修支援 2 回、集合研修 3 回、研究協力校研修 1 回、実践交流会 1 回、校内研修支援出前研修 9 回、小学校国語の問題づくり出前研修 11 回、小学校算数の問題づくり出前研修 8 回〕

【警 察】

ア 職員研修体系の概要

警察学校その他の教養訓練施設において、新たに警察職員として採用された者や昇任した者等に対し、その職務に必要な知識及び技能を修得させるために、入校による研修を行っています。

初 任 科 新たに採用された警察職員に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

初任補修科 初任科及び職場での実習を終了した警察官に必要な知識及び技能を修得させるための課程

専 科 警察職員に、特別の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程

任 用 科 各階級に昇任又は昇任が予定されている警察職員に必要な知識及び技能を修得させるための課程

また、部門別に新規任用の警察官に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

イ 職員研修実施状況

平成 27 年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

学校別	課程名		回数	期間	受講者数(人)	
警察大学校	警察運営科		5	3週	6	
	任用科	警部	本課程(50歳未満)	2	4月	13
			特別短期課程(50歳以上)	4	2週	6
			課長補佐(50歳未満の一般職員)	5	2週	5
		教官養成科	5	1月	9	
		術科指導者養成科	1	4月	1	
		専科	29	1週から6週まで	29	
		指定職種任用科	5	2週から3週まで	5	
	研究科	2	2月	2		
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科		1	4月	1	
国際警察センター	語学研修等		8	2週から11月まで	9	
取調べ技術総合研究・研修センター	取調べ技術・捜査指揮研修科		1	2週	1	
サイバーセキュリティ研究・研修センター	サイバー捜査研修科		2	2週から1月まで	2	
情報通信学校	情報通信技術専科		2	2週から4週まで	2	
法科学研修所	鑑定技術職員専攻科等		14	1週から7週まで	14	
管区警察学校	任用科	警部補(46歳未満)	4	8週	47	
		巡査部長(41歳未満)	4	6週	79	
		係長(46歳未満の一般職員)	1	2週	8	
		主任(41歳未満の一般職員)	1	2週	4	
		専科	41	1週から1月まで	53	
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	3	10月又は6月	120	
		新規採用の一般職員	1	4週	11	
		初任補修科	3	3月又は2月	109	
	任用科	警部補(46歳以上)	1	2週	9	
		巡査部長(41歳以上)	1	2週	3	
		部門別(各部門に新規任用の警察官)	4	2週から4週まで	74	
		専科	29	1週から2週まで	409	

10 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

平成 27 年度においては、次のような事業を行っています。

(1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規程に基づき、事業者の責務として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	職員の健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的に実施しています。
特定業務従事者健康診断・特殊健康診断	有害な業務に常時従事する職員に業務上疾病が発生するのを予防することを目的に実施しています。

その他健康診断	各種がん検診等の健康診断を実施しています。
その他の健康管理事業	快適な職場環境を実現し職員の安全と健康を確保するため、安全衛生管理事業、メンタルヘルス事業等を実施しています。
健康管理事業の決算額（千円）	
214,374	

（２）その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、福利厚生制度については、条例に基づき設置された職員互助会が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

1 1 その他知事が必要と認める事項

（１）労使協働委員会の概要

ア 趣旨・目的

労使の緊張感ある協働の下、より良い県政の実現を目指して、勤務条件から政策議論にいたる幅広い課題についてオープンで建設的な議論を行うため、平成12年5月30日に創設しました。

「日本一、幸福が実感できる三重県」、「日本一、働きやすい県庁（しょくば）」をめざすため、「労使協働委員会」において、労使双方が真摯に議論を行っています。

イ 体制・主な特徴

- ・ 県の組織体制に沿った三層制の体制（中央、部局等、職場）で構成されています。
- ・ 中央労使協働委員会は、報道機関に公開し開催するとともに、その概要は県ホームページへ掲載し「透明性」を図っています。
- ・ 労使協働委員会の活動は、庁内ネットワーク上へ掲示し、職員や組織の間で情報を共有しています。

ウ 理念・枠組み

- ・ 共同アピール 平成12年5月30日（創設日）
- ・ 共同アピール 2003 平成15年7月25日
- ・ 共同アピール 2011 平成23年7月5日
- ・ 運営要綱 平成14年4月24日（平成25年4月1日最終改定）

これまでの取組の概要は、県ホームページで公表しています。

* 県ホームページアドレス

<http://www.pref.mie.lg.jp/JINJI/HP/37511030566.htm>

第2 人事委員会の業務の状況

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

平成27年度中に実施した競争試験は、三重県職員採用候補者試験、三重県警察官採用候補者試験及び市町立小中学校職員採用候補者試験であり、その状況は下表のとおりでした。

試験種類	試験区分		採用 予定数	申込者 数	第1次試験						第2次試験						第3次試験			最終合 格者数	うち 男性	うち 女性	競争率	
					うち 女性	受験 者数	うち 女性	受験率	合格 者数	うち 女性	競争率	受験 者数	うち 女性	受験率	合格 者数	うち 女性	受験 者数	うち 女性	受験率					
三重県 職員 採用試験	一般 行政 分野	行政Ⅰ	約 48	479	153	400	131	83.5%	145	39	2.8	130	35	89.7%	55	18	-	-	-	55	37	18	7.3	
		行政Ⅱ	約 12	177	58	134	48	75.7%	42	15	3.2	36	14	85.7%	24	13	23	12	95.8%	16	7	9	8.4	
	福祉 分野	福祉技術	約 4	40	27	33	23	82.5%	12	7	2.8	12	7	100.0%	4	4	-	-	-	4	0	4	8.3	
	環境 分野	環境化学	約 6	39	8	32	7	82.1%	18	5	1.8	16	4	88.9%	7	3	-	-	-	7	4	3	4.6	
	自然 分野	農学	約 9	40	13	35	10	87.5%	27	9	1.3	24	8	88.9%	9	5	-	-	-	9	4	5	3.9	
		林学	約 6	17	3	13	2	76.5%	8	1	1.6	8	1	100.0%	5	1	-	-	-	5	4	1	2.6	
		水産	約 1	11	3	6	1	54.5%	4	1	1.5	4	1	100.0%	1	0	-	-	-	1	1	0	6.0	
	工学 分野	総合土木	約 15	48	8	37	3	77.1%	27	3	1.4	27	3	100.0%	16	2	-	-	-	16	14	2	2.3	
		建築	約 2	13	3	10	2	76.9%	6	2	1.7	6	2	100.0%	2	1	-	-	-	2	1	1	5.0	
		機械	約 2	15	0	14	0	93.3%	6	0	2.3	5	0	83.3%	2	0	-	-	-	2	2	0	7.0	
	健康 衛生 分野	薬剤師	約 4	14	7	12	6	85.7%	9	4	1.3	9	4	100.0%	4	1	-	-	-	4	3	1	3.0	
		保健師	約 7	15	12	14	11	93.3%	12	10	1.2	11	9	91.7%	8	8	-	-	-	8	0	8	1.8	
		管理栄養士	約 2	39	36	30	29	76.9%	6	6	5.0	6	6	100.0%	2	2	-	-	-	2	0	2	15.0	
	合 計			約 118	947	331	770	273	81.3%	322	102	2.4	294	94	91.3%	139	58	23	12	95.8%	131	77	54	5.9
	B	警察事務	約 8	133	59	84	38	63.2%	24	4	3.5	21	3	87.5%	10	2	-	-	-	10	8	2	8.4	
司書		約 3	47	38	37	31	78.7%	7	4	5.3	7	4	100.0%	3	3	-	-	-	3	0	3	12.3		
合 計			約 11	180	97	121	69	67.2%	31	8	3.9	28	7	90.3%	13	5	-	-	-	13	8	5	9.3	
C	一般行政 分野	一般事務	約 7	97	41	88	39	90.7%	24	8	3.7	21	8	87.5%	12	7	-	-	-	12	5	7	7.3	
	工学 分野	総合土木	約 3	11	1	9	1	81.8%	5	0	1.8	5	0	100.0%	4	0	-	-	-	4	4	0	2.3	
	警察事務		約 2	32	21	28	19	87.5%	6	5	4.7	6	5	100.0%	3	3	-	-	-	3	0	3	9.3	
合 計			約 12	140	63	125	59	89.3%	35	13	3.6	32	13	91.4%	19	10	-	-	-	19	9	10	6.6	
県職員合計			約 141	1267	491	1016	401	80.2%	388	123	2.6	354	114	91.2%	171	73	23	12	95.8%	163	94	69	6.2	

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験							第2次試験					第3次試験				最終合 格者数	うち 男性	うち 女性	競争率	
				うち 女性	受験者 数	うち 女性	受験率	合格 者数	うち 女性	競争率	受験者 数	うち 女性	受験率	合格 者数	うち 女性	受験者 数	うち 女性	受験率						
警察官 採用試験	男性	約 43	207	0	177	0	85.5%	149	0	1.2	131	0	87.9%	52	0	-	-	-	52	52	0	3.4		
	女性	約 7	45	45	37	37	82.2%	25	25	1.5	21	21	84.0%	12	12	-	-	-	12	0	12	3.1		
	A 4月 ①	柔道	約 1	1	0	1	0	100.0%	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		剣道	約 1	2	1	2	1	100.0%	2	1	1.0	2	1	100.0%	2	1	-	-	-	2	1	1	1.0	
	小計	約 52	255	46	217	38	85.1%	176	26	1.2	154	22	87.5%	66	13	-	-	-	66	53	13	3.3		
	A 10月	男性	約 13	83	0	67	0	80.7%	48	0	1.4	42	0	87.5%	13	0	-	-	-	13	13	0	5.2	
		女性	約 2	10	10	8	8	80.0%	7	7	1.1	5	5	71.4%	2	2	-	-	-	2	0	2	4.0	
		小計	約 15	93	10	75	8	80.6%	55	7	1.4	47	5	85.5%	15	2	-	-	-	15	13	2	5.0	
	A 4月 ②	男性	約 15	136	0	86	0	63.2%	57	0	1.5	53	0	93.0%	15	0	-	-	-	15	15	0	5.7	
		女性	約 3	22	22	13	13	59.1%	11	11	1.2	11	11	100.0%	4	4	-	-	-	4	0	4	3.3	
		語学	北京語	約 1	4	4	2	2	50.0%	1	1	2.0	1	1	100.0%	1	1	-	-	-	1	0	1	2.0
			スペイン語	約 1	1	1	1	1	100.0%	1	1	1.0	1	1	100.0%	1	1	-	-	-	1	0	1	1.0
		武道	柔道	約 1	2	0	1	0	50.0%	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		情報技術	約 1	3	0	1	0	33.3%	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		小計	約 22	168	27	104	16	61.9%	70	13	1.5	66	13	94.3%	21	6	-	-	-	21	15	6	5.0	
	合計	約 89	516	83	396	62	76.7%	301	46	1.3	267	40	88.7%	102	21	-	-	-	102	81	21	3.9		
	B 4月	男性	約 33	183	0	162	0	88.5%	116	0	1.4	102	0	87.9%	35	0	-	-	-	35	35	0	4.6	
		女性	約 6	63	63	55	55	87.3%	22	22	2.5	20	20	90.9%	11	11	-	-	-	11	0	11	5.0	
		小計	約 39	246	63	217	55	88.2%	138	22	1.6	122	20	88.4%	46	11	-	-	-	46	35	11	4.7	
	警察官合計	約 128	762	146	613	117	80.4%	439	68	1.4	389	60	88.6%	148	32	-	-	-	148	116	32	4.1		
市町立 小中学校 職員 採用試験	B 学校事務	約 22	296	124	186	73	62.8%	55	13	3.4	48	10	87.3%	26	9	-	-	-	26	17	9	7.2		
	C 学校事務	約 3	29	15	26	13	89.7%	7	5	3.7	6	4	85.7%	4	2	-	-	-	4	2	2	6.5		
	小中学校職員合計	約 25	325	139	212	86	65.2%	62	18	3.4	54	14	87.1%	30	11	-	-	-	30	19	11	7.1		
総合計	約 294	2354	776	1841	604	78.2%	889	209	2.1	797	188	89.7%	349	116	23	12	95.8%	341	229	112	5.4			

(2) 採用選考の状況

各任命権者から人事委員会あてに申請のあった採用選考（平成 27 年度（H27. 4. 1～H28. 3. 31）中に任用したもの）の状況は、下表のとおりでした（国の機関等からの割愛採用等を含みます。）。

（単位：人）

職級 \ 任命権者	知事等	教育委員会	警察本部長	計
部長級	2			2
次長級	4			4
課長級	9	5	2	16
課長補佐級	9	22	2	33
主査級	16	12		28
主事級	49	5	2	56
現業職				
警視			7	7
警部			10	10
警部補			12	12
巡査部長			7	7
巡査			5	5
計	89	44	47	180

(3) 昇任試験（警察官）の状況

平成 27 年度に実施した警察官にかかる昇任試験の実施状況は、下表のとおりでした（警察官の昇任試験実施は警察本部長に委任しています。）。

（単位：人）

試験の種類	受験者数	合格者数	合格率
警部昇任試験	345	25	7.2%
警部補昇任試験	500	68	13.6%
巡査部長昇任試験	806	103	12.8%
計	1,651	196	11.9%

(4) 職級別昇任選考者数

各任命権者から人事委員会あてに申請のあった昇任選考（平成 27 年度（H27. 4. 1～H28. 3. 31）中に任用したもの）の状況は、下表のとおりでした。

（単位：人）

職級 \ 任命権者	知事等	教育委員会	警察本部長	計
部長級	9			9
次長級	24	2		26
課長級	78	11	5	94
課長補佐級	167	33	6	206
主査級	110	33	8	151
警視			10	10
警部				
警部補				
巡査部長				
計	388	79	29	496

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告・勧告の状況

平成 27 年 10 月 9 日、人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告を行い、併せて給与の改定について勧告を行いました。

(1) 平成 27 年の民間との較差に基づく給与改定

ア 公民給与の較差

企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 751 の民間事業所のうちから、160 事業所を抽出し、職種別民間給与実態調査を実施しました。当該調査において、4 月分の公民較差について、役職・学歴・年齢別に対比して公民較差を算出した結果、月例給については、職員の給与が民間従業員の給与を 1 人当たり平均 5,664 円下回っていました。

イ 改定すべき事項

(ア) 月例給

【給料表】公民較差を解消するため、引上げ改定します。

(行政職給料表平均改定率 2.1%)

【地域手当】公民較差を解消するため、引上げ改定します。

(県内に勤務する職員に対する地域手当 4%→4.5%)

【初任給調整手当】人事院勧告に準じ、所要の改定を行います。

(イ) ボーナス(特別給)

・職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.10月)が、民間のボーナスの支給割合(4.18月分)を下回っていることから、支給月数を4.20月に引き上げます。

・引上げ分は、勤勉手当に配分します。

ウ 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日

ただし、平成 27 年度の勤勉手当の見直しは、平成 27 年 12 月 1 日、平成 28 年度以降の勤勉手当の見直しは、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(2) 国の総合的見直しを踏まえた本県における給与制度の見直し

平成 27 年に勧告した給与制度の見直しを引き続き実施することとしました。

ア 地域手当の支給割合の改定

県外に勤務する職員及び医師・歯科医師に対する地域手当の支給割合を条例に定める支給割合とします。

イ 単身赴任手当の支給額の改定

人事院勧告に準じ、基礎額及び加算額の限度について改定します。

(基礎額 26,000 円→30,000 円)

ウ 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

(3) その他の課題

ア 獣医師の人材確保策

他の都道府県における獣医師に対する給与上の処遇等について検証し、本県におけるその必要性の有無を検討する必要があります。

イ 地方公務員法改正への対応

任命権者において、等級別基準職務表を条例に定める必要があります。

ウ 教員の給与

教育委員会において、諸手当等のあり方等を引き続き検討する必要があります。

エ 配偶者に係る扶養手当

民間における家族手当の見直しの動向及び国における扶養手当の見直しの検討状況等を注視していく必要があります。

オ 再任用職員の給与

民間における再雇用者の給与の動向及び国の再任用制度の検討状況等を踏まえ、引き続きそのあり方について検討する必要があります。

(4) 人事行政に関する報告

人事行政に関しては、職員が県民からの信頼を得ることはもちろんのこと、複雑化、困難化する行政課題等に的確に対応していくためには、職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮できるようにすることが必要であることから、人材の確保・育成、ワーク・ライフ・マネジメントの推進、女性の登用の拡大、健康対策の推進、高齢期の雇用問題に取り組むことが必要です。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の件数

平成 27 年度の措置要求事案はありませんでした。

平成 27 年 3 月 31 日現在未処理件数	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の措置要求件数	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の処理件数	左の内訳		平成 28 年 3 月 31 日現在未処理件数
			平成 27 年 3 月 31 日現在未処理件数にかかる処理件数	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の措置要求にかかる処理件数	
0	0	0	0	0	0

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 不利益処分に関する不服申立ての件数

平成 27 年度において、新たな不服申立て事案はありませんでした。

区分	平成 27 年 3 月 31 日現在未処理件数	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の不服申立て件数	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の処理件数	左の内訳		平成 28 年 3 月 31 日現在未処理件数
				平成 27 年 3 月 31 日現在未処理件数にかかる処理件数	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の不服申立てにかかる処理件数	
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
その他処分	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0